

統合新病院（院内保育所）新築設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

統合新病院（院内保育所）新築設計業務

2 目的

本業務は、統合新病院の開院後において、職員が安心して働くことができる環境の整備に向け、院内保育所を新たに整備するための設計を行うものである。

当該施設は、通常保育に加え、一時保育、病児保育、夜間保育など多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、子どもたちが安全で快適に過ごすことができる環境を確保し、木造建築の特性を生かした保育環境の実現を目指すものである。

このため、当該業務の実施に当たり、施設の特性を十分に理解した上で、運営面の意見等も踏まえた検討を行いながら、柔軟かつ適切に設計業務を遂行できる設計者を選定することを目的とする。

3 業務概要

(1) 建築物の概要

用途：院内保育所（認可外保育施設）

構造・階数：木造・平屋建

延べ面積：600 m²程度

定員：65人

保育機能：通常保育、一時保育、病児保育、夜間保育

運営方式：外部委託（予定）

(2) 業務内容

基本設計及び実施設計

詳細は、「青森県建築設計業務委託特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期限

令和8年12月21日まで

(4) 参考委託料

20,900千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」とい

う。) 第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に登載されていること。（※登録されていない場合は契約締結の前までに登録されていること。（参加資格認定の随時受付は毎月 15 日締切り。））
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本県に本店を有する者であること。
- (6) 過去 15 年間に同種又は類似（保育施設、児童福祉施設、又は木造の公共的建築物など）の新築又は改築に係る建築設計業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。
※本項目は業務遂行の最低限の能力を確認するためのものであり、実績の多寡や規模の大きさは審査における評価（加点）の対象としない。法人としての実績の他、管理技術者又は配置予定技術者個人（協力者を除く。）の実績（担当業務内容が明確なものに限る。）も認める。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 青森県建築設計業務委託特記仕様書「3. 管理技術者等の資格要件」に定める要件を満たす者を配置できること。
- (10) 参加申込書の提出期限の日から契約締結日までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第 5 条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(13) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

5 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

- (1) 統合新病院（院内保育所）新築設計技術提案審査会委員（以下「審査委員」という。）及びその2親等以内の親族（以下「審査委員等」という。）。
- (2) 審査委員等が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者。
- (3) 審査委員等が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

6 応募書類の提出等に関する事項

(1) 参加の申込み

参加を希望する者は、以下により申し込むこと。

①提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 業務実績（様式第2号）
- ウ 配置技術者調書（様式第3号）

②提出先

「15 事務局及び書類の提出先」に電子メールで提出し、電子メールの到達を電話確認すること。

③提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時まで

(2) 質問の受付

本要領及び仕様書に関する質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

①提出書類

- 質問書（様式第5号）

②提出先

「15 事務局及び書類の提出先」に電子メールで提出し、電子メールの到達を電話確認すること。

③提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時まで

④回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月15日（水）までに参加者全員に電子メールで回答する。

(3) 技術提案書の作成及び提出

本プロポーザルでは、設計者の思考プロセス及び課題解決へのアプローチを重視して評価するため、次のとおり技術提案書の提出を求める。

①提出書類

A3版（日本産業規格）・横使い・片面1枚とし、上下左右に15mm以上の余白を設けること。（表紙は様式第4号とする。）

②文字サイズ

提案書本文の文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表内の文字及びキャプションについてはこの限りではないが、十分に判読可能な大きさとすること。

③表現方法・図面の禁止

平面図、立面図等の具体的な建築図面の作成及び提出は認めない。ただし、配置や動線等の考え方を示す概念図（バブルダイアグラム等）による表現は可とする。

④匿名性の確保

技術提案書の審査は匿名により行うものとする。このため、技術提案書には、技術提案書を提出した者（以下「提案者」という。）を特定できる名称、ロゴ、実績、担当者名その他これらに類する情報の記載は認めない。

⑤技術提案課題

技術提案書には、前項の施設要件を踏まえ、次に掲げる課題に対する考え方や及び解決へのアプローチを記載すること。

提 案 課 題	
課題①（敷地特性と複雑な機能に対するゾーニング・動線計画）	積雪及び落雪への配慮、歩行者と車両の動線分離による安全性の確保を前提とし、病児保育、夜間保育、調理室の搬出入等の機能を踏まえたゾーニング及び動線分離、感染対策の基本的な考え方について提案すること。
課題②（木造平屋の魅力を活かした空間と、運営・管理しやすい環境づくり）	木造平屋建の特性を踏まえた快適な保育空間の創出と、県産木材の魅力や価値を表現できる空間づくりについて、また、外部委託運営を想定した衛生管理（調理室等）への配慮及びスタッフの働きやすさ・防犯性・省エネに配慮した環境づくりについて提案すること。

課題③（プロジェクトの実現性と設計への取り組み姿勢）	木造 600 ㎡の規模や昨今の資材高騰等を踏まえた現実的なコスト管理・工期管理の考え方、及び本業務を遂行する上での担当予定技術者の実施体制及び取組方針について提案すること。
----------------------------	--

⑥提出先

「15 事務局及び書類の提出先」に電子メールで提出し、電子メールの到達を電話確認すること。

⑦提出期限

令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで

(4) ヒアリングの実施

提案者は、以下によりヒアリングを実施する。

①日時

令和 8 年 4 月 28 日（火）（予定）

※日程の詳細は、決定次第、全ての提案者に対して電子メールにて通知する。

②場所

旧青森県交通管制センター 2 階（青森市中央 3-20-12）

③ヒアリング時間

提案者の説明は 15 分以内とし、説明後に質疑応答（15 分程度）を行う。

④説明資料等

提出された技術提案書に基づき行うものとし、別途資料の作成及び提出は認めない。なお、当該技術提案書は事務局においてモニターにより提示する。

⑤参加者

当日の参加者は 2 名以内とする。なお、ヒアリング（プレゼン及び質疑応答）は、原則として建築（総合）主任技術者が行うこと。

7 評価基準（合計 100 点）

(1) 敷地特性及び機能要件に対する理解度（20 点）

【敷地条件と複雑な保育機能の整理】

敷地条件（病院等との連携、歩車分離、積雪・落雪対策等）及び多様な保育機能（通常、病児、夜間、一時預かり等）を深く理解し、安全性と利便性を両立した合理的なゾーニング及び動線計画の考え方が示されているか。

(2) 保育環境及び施設計画の提案力（40 点）

【木造の活用・運営性・環境性能】

木造平屋建の特性を活かした質の高い保育空間の創出、県産木材の有効な活用

方法、及び外部委託運営を見据えた管理のしやすさ（衛生管理、視認性、執務環境、防犯性等）に加え、断熱や日射制御等の省エネルギー性能への配慮について、優れた着眼点と工夫が見られるか。

(3) 具体的な実施体制及び取組方針（20点）

【業務の完遂能力とコスト・工程管理】

本業務を確実に完遂するための具体的な実施体制が構築されており、昨今の資材高騰や人手不足を踏まえたコスト管理及び工程管理に対する取組方針が現実的かつ妥当であるか。

(4) 担当技術者の能力・人物評価（20点）

【対話力と柔軟な課題解決能力】

ヒアリング（プレゼンテーション・質疑応答）を通じ、説明の論理性や的確性に加え、プロジェクトに対する理解度、発注者や運営事業者の意図を汲み取る対話力、及び設計プロセスにおける柔軟な課題解決に向けた真摯な姿勢が感じられるか。

8 審査及び選定方法等

- (1) 技術提案書の審査は、「統合新病院（院内保育所）新築設計技術提案審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、技術提案書に係るヒアリングを行い、評価基準に基づき最優秀提案者及び次点者を選定する。ただし、応募状況によっては事前に書面審査を行う場合がある。
- (2) 審査の結果、各委員の評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決定することとする。
- (3) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。
- (4) 参加者が1者のみの場合であっても、提案の内容について契約の目的を十分に達成可能と判断できる場合は、当該者を最優秀提案者と選定する。
- (5) 審査結果は、参加者に対して書面により通知する。

9 審査委員

審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

所 属	職 位	氏 名
八戸工業大学工学部工学科 建築・土木工学コース	教授	小藤 一樹（委員長）
青森県総合政策部	部長	後村 文子（副委員長）

青森県財務部財産管理課	課長代理	関 孝幸
青森市都市整備部建築営繕課	課長	和田 尚
青森県こどもみらい課	課長	葛西 広和
青森市こども未来部子育て支援課	課長	坂本 亮
青森県立中央病院総務室	室長	笠井 和人
青森市民病院事務局総務課	課長	溝口 篤史

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合。
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をした場合。
- (5) 本件の公示日から候補者選定までの間に、本プロポーザルに関する営業行為を行った場合。
- (6) その他、審査会において適切でないと認められるとき。

11 スケジュール（予定）

令和8年4月 1日（水）公告

令和8年4月10日（金）参加申込書・質問書の提出期限

令和8年4月15日（水）質問に対する回答

令和8年4月22日（水）技術提案書の提出期限

令和8年4月28日（火）ヒアリング（プレゼンテーション・質疑応答）審査

令和8年4月末 審査結果の通知

12 参加の辞退

参加申込書を提出した後に、参加を辞退しようとするときは、参加辞退届（様式第6号）を「15 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

13 契約手続

- (1) 本業務に係る仕様及び契約内容については、最優秀提案者との協議を経て決定する。
- (2) 最優秀提案者から見積書を徴取の上、随意契約による契約手続を行う。
- (3) 最優秀提案者と協議が整わない場合、又は最優秀提案者が見積書の提出を辞退したとき若しくは見積決定後、青森県が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と同様の手続を行う。
- (4) 契約にあたっては、契約書を取り交わす。
- (5) 本業務の全部又は一部を第三者に再委託することは認めない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受注者と発注者が協議の上、変更することができるものとする。

14 その他

- (1) 参加申込書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
- (2) 書類作成において使用する言語並びに通貨は、日本語並びに日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とする。
- (6) 書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (7) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (8) 本プロポーザルの結果は、審査経過並びに最優秀提案者及び次点者の名称及び得点を青森県庁及び青森県立中央病院のホームページにて公開する。

15 事務局及び書類の提出先

[担当]	青森県病院局（統合新病院開設準備室）
[住所]	青森市中央3-20-12（2階）
[電話番号]	017-753-0238
[メールアドレス]	shinbyoin@pref.aomori.lg.jp